

お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

本規定は、当社が、第2条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下も同様とします。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法等について定めるものです。お客様が電子交付及び本規定を承諾した場合、本規定と同内容の合意が当社とお客様の間に成立するものとします。

第1条（電子交付）

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のホームページ上のお客様ページ（ログインID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。）に記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以て書面交付に代える交付方法をいいます。お客様が、電子交付及び本規定を承諾された場合、お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧することができます。

- 2 前項の定めにかかわらず、お客様の使用に係るコンピューター、電気通信回線の故障その他やむをえない事情がある場合は、お客様の申出により、電子メール又はファックス送信により対象書面を交付するものとします。ただし、ファックス送信による交付の場合、お客様への電話確認等により受信確認ができなかったときは、交付がなかったものとします。

第2条（対象書面）

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ①取引報告書
- ②取引残高報告書
- ③目論見書
- ④目論見書補完書面
- ⑤運用報告書
- ⑥契約締結前交付書面
- ⑦上場有価証券等書面
- ⑧最良執行方針
- ⑨特定口座年間取引報告書
- ⑩払出通知書
- ⑪投資信託トータルリターン通知書
- ⑫その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

第3条（電子交付の承諾）

お客様が電子交付を希望される場合は、証券総合取引口座開設時または当社ホームページ上のお客様ページで、本規定の内容をご理解いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。なお、電子交付の承諾は、当初は対象書面について「一括して」行っていただきます。ただし、お客様は、第11条の規定により、対象書面のうちの一部の書面について、電子交付ではなく、書面交付を受けることができます。

第4条（当社の都合による対象書面の書面交付）

お客様が電子交付を承諾された後でも、当社の都合により、対象書面を電子交付によらず、書面で交付させていただく場合があります。その場合、電子交付は行われません。

第5条（対象書面の閲覧方法）

第1条に定める電子交付のうち、対象書面の記載事項をPDFファイルでご覧いただく場合には、お客様に、あらかじめ「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。「Acrobat Reader」はインターネットでダウンロードできます。なお、ご利用いただいている「Acrobat Reader」がバージョンアップ（プログラムの改定）した場合でも、電子交付は継続しますので、バージョンアップしたものをダウンロードしていただきます。

第6条（お客様ページで確認できる事項）

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、対象書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

第7条（電子交付の契約日および解約日）

電子交付による対象書面の記載事項の提供が可能となる日（以下「電子交付契約日」といいます。）および終了する日（以下「電子交付解約日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の電子交付契約日および電子交付解約日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第8条（電子交付の記録日）

電子交付により対象書面をお客様ページに記録する日（以下「記録日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

第9条（電子交付期間中の取扱い）

当社は、電子交付のお取扱いをさせていただき期間中は、対象書面の書面による交付は原則行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

2 対象書面の記載事項は、お客様ページで5年間、閲覧することができ、印刷することができます。ただし、法令の定めるところにより、申出をされたお客様に対し、電子メールその他所定の方法を用いて記載事項を送付する方法による場合はこの限りではありません。

第10条（電子交付の内容等の変更）

当社は、電子交付契約日、電子交付解約日、記録日など、電子交付の内容その他本規定の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載しまたは電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、変更を行うことができます。

第11条（お客様による電子交付の終了）

お客様が電子交付を希望されなくなった場合は、書面やコールセンターへのお電話等によって、対象書面ごとに申し出ていただきます。お客様から終了の申出があった対象書面については、第7条に定める電子交付解約日を経過した以降、対象書面を書面交付させていただきます。なお、電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。

第12条（当社都合による電子交付の終了）

第5条に定める閲覧方法について、電子交付を承諾されたお客様の利用に支障をきたし若しくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われまたは行われる場合には、当社はお客様に対し、変更後の方法を含む本規定の改定版を当社ホームページ上に掲載しまたは電子メールで通知した上で、変更後の方法による再契約を申し出るものとし、当社は既に取り交わされている契約を一括して又は対象書面ごとにお客様の同意を得ることなく解約することができるものとし、ただし、「Acrobat Reader」がバージョンアップ（プログラムの改定）した場合は、第5条にもとづき契約は継続します。

第13条（当社都合による電子交付の一時停止）

法令の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、一旦電子交付を停止し、対象書面の現物（場合によっては、既に電子交付されたものも含まれます。）を書面で交付することがあります。

第14条（解除）

電子交付は、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。

- (1)お客様から解除する旨の申出があった場合
- (2)証券総合取引約款第1条に定義するサービスの利用解除が行われた場合
- (3)証券総合取引口座が解約または廃止されたとき。この場合、当社は、対象書面に記載すべき事項を全て消去することができるものとします。当社が消去の措置をとった場合、お客様は記載事項を閲覧することができなくなります。
- (4)やむを得ない事由により当社が電子交付サービスの解除を申し出た場合
- (5)当社が電子交付サービスを終了した場合

第15条（免責）

当社は、次に掲げる事由により生じるお客様の損害については、免責されるものとします。

- (1)通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵またはこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により対象書面の電子交付サービスを利用できなくなったことにより生じた損害
- (2)天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責めに帰することができない事由により対象書面の電子交付サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

以上
(平成28年12月3日)